

個人の許可業者が法人を設立した場合の許可申請について

個人の許可業者（以下「個人」という。）が法人を設立し、その営業を当該法人（以下「法人」という。）が承継する場合（いわゆる「法人成り」）、次のすべての要件を満たすものについては、許可番号や経営事項審査の一部項目を引き継ぐことができます。

■要件

- ①個人が建設業を廃業すること。
- ②個人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ③個人の事業年度と法人の事業年度が連続すること
- ④個人が法人の代表権を有する役員であること

■手続

個人の建設業の「廃業」と法人の建設業の「新規許可」が必要です。

個人の廃業届を提出してから、法人への許可がおりるまでの間は、申請人に係る許可の有効期間の空白が生じますので、ご注意ください。

京都府では次のとおり、受付事務を行っておりますが、申請の際は、所管の土木事務所へ事前にご相談ください。

